

大阪府立精神医療センター再編整備事業

業務要求水準書（案）

付属資料Ⅳ 医療観察病棟 諸室シート

平成 20 年 11 月 17 日公表版  
地方独立行政法人大阪府立病院機構



付属資料 医療観察病棟諸室シート<建築>

部門	想定階	必要諸室	室数	面積	合計面積	使用形態及び特記事項	想定される主な備品等(造り付け家具を含む)	備考
管理部								
	1F	エントランス(風除室)	1	36	36	外部からの来訪者が直接入ることができるものとする 外部側扉は自動扉とし、さらに館内側に二重に扉を設ける 館内側の二重扉は電動扉で、同時に両方の扉が開かない構造とし、さらにカードキー及び警備室からの操作で開閉が可能な機構とすること		
	1F	警備室	1	9	9	受付業務を行う 人の出入りやものの出入りを管理する 24時間警備	受付カウンター、 机、椅子、警備機器	
	1F	警備員控え室	1	9	9	24時間警備のための控え室	ソファベッド	
	1F	面会者ロッカー室	1	18	18	患者、職員、訪問者の身体・所持品を検査し、持込み禁止物を保管する エントランス(風除室)に隣接すること	ロッカー、金属探知機	
	1F	面会室	2	9	18	家族等の面会をおこなう エントランス(風除室)、および病棟入口近くに配置すること (面会者が病室エリアに入らずに入室できること)	テーブル、椅子	
	1F	ME機器室	1	12	12	ME ( Medical Electronics)機器の置き場	レントゲン器材、心電図、心電モニター、吸引器、エアーマット等	
	1F	リネン庫	1	9	9	布団・シーツ等の寝具置き場	造り付け棚	
	1F	配膳室	1	12	12	本館側の栄養管理(給食)職員の専用出入り口、かつ配膳車のプール場所 本館側の栄養管理(給食)からの食事の搬送に考慮した位置に設置すること 風除室以外で唯一の出入り口であるため、出入り口は二重扉(屋内側、室内側)とし、同時に両方の扉が開かないものとする 外側の扉のキー、内側の扉のキーはそれぞれ他方の扉を解錠できない構造とし、のぞき窓などで中を確認できること 外側の扉及び内側の扉は電気錠などの入室管理を施すこと	流し台	
	1F	トイレ	2	9	18	面会者職員共用とし、障がい者用に配慮すること エントランス(風除室)付近に設置すること		
	2F	事務室	1	54	54	事務作業、書類保管、治療に関する資料の作成等をおこなう	机、書棚、ロッカー (以上右記15名分) 掲示板、書類ケース、FAX・コピー機、 電子カルテ用サーバー及び端末PC	利用予定者 医師4名 看護師長1名 副師長2名 主任1名 OT2名 心理2名 PSW2名 事務員1名 合計15名
	2F	職員休憩室	1	36	36	職員の休憩に利用する	家庭用シンク、冷蔵庫、電子レンジ、トースター、テレビ、ソファ、食卓テーブル	
	2F	湯沸室	1	5	5	管理部全体で利用する湯沸し室	家庭用シンク 湯沸しポット	
	2F	更衣室	2	18	36	シャワー室を設置すること 中央に手洗い器を設置すること	ロッカー、シャワー、各1台	

部門	想定階	必要諸室	室数	面積	合計面積	使用形態及び特記事項	想定される主な備品等(造り付け家具を含む)	備考
	2F	会議室	1	36	36	会議室	机、椅子、スクリーン、ホワイトボード、天井型プロジェクター	
	2F	当直室	2	15	30	看護師、医師などが当直、仮眠を行う シャワーを設置する	ベッド、ロッカー、各1台	
	2F	職員トイレ	2	7.5	15			
		機械室・電気室			提案			面積、個所数は提案による
		管理部倉庫	1	18	18	清掃用具などを保管する	造り付け棚	
<b>診療部</b>								
	1F	作業療法室	1	63	63	作業療法(創作・パソコン・料理等)を行う	システムキッチン、冷蔵庫、電子レンジ、トースター、テレビ、 ソファ、食卓テーブル、 作業備品収納庫、作業台	
	1F	集団療法室(1)	1	36	36	精神・心理療法、認知行動療法に利用する 図書コーナーを設ける		
	1F	運動室	1	30	30	運動器具を用いて身体機能の維持	各種トレーニングマシン	
	2F	体育室	1	240	240	運動・催し等に使用 バスケットボール、卓球、バドミントン、バレーボール、マット運動などをおこなう	各種床ライン、各種競技用ボール、ボール受け バスケットゴール	コートは規格は練習用で可とする
		体育室倉庫	1	18	18	清掃用具・各種運動具等の保管	造り付け棚	
	2F	患者用トイレ	2	4	8	体育室の付近に男女別に設置すること トイレにものを詰ませたときの対応を施すこと 各部分のディテールは自殺防止の対策を施したものとすること		
	2F	カンファレンス	1	36	36	会議、来訪者対応、研修などに利用する	テーブル、椅子	
<b>病棟</b>								
		(共通)						
	1F	ホール	1	70	70	4ユニットの中心部に設ける		
	1F	電話室	1	4	4	プライバシーに配慮したものとする 全ユニットの患者が利用出来るよう、ホール内に配する	公衆電話用造り付け棚	
	1F	スタッフ・ステーション(1)	1	72	72	急性期ユニットと回復期ユニットを受け持つことを想定 ホール、ユニット内の廊下の観察が容易にできること	作業カウンター(造り付け)	
	1F	スタッフ・ステーション(2)	1	54	54	社会復帰ユニットと共用ユニットを受け持つことを想定 ホール、ユニット内の廊下の観察が容易にできること	作業カウンター(造り付け)	
	1F	診察室(1)	1	12	12	スタッフ・ステーション(1)に隣接する 診察・面接に使用	机(1)、椅子(2)、書類棚	
	1F	診察室(2)	1	12	12	スタッフ・ステーション(2)に隣接する 診察・面接に使用	机(1)、椅子(2)、書類棚	
	1F	処置室	1	12	12	スタッフ・ステーション(1)に隣接する 湿布・軟膏塗布・外傷の処置に使用	診察ベッド、処置台、救急カート、	

部門	想定階	必要諸室	室数	面積	合計面積	使用形態及び特記事項	想定される主な備品等(造り付け家具を含む)	備考
	1F	観察室(1)	1	15	15	スタッフ・ステーション(1)に隣接する 身体合併症への対応 ECT(電気痙攣療法)に使用 医療ガス設備(酸素、吸引)を設置 点滴レールを設ける	ベッド、処置台、麻酔機材	
	1F	観察室(2)	1	15	15	スタッフ・ステーション(2)に隣接する 身体合併症への対応、ECT(電気痙攣療法)を行う 医療ガス設備(酸素、吸引)を設置する 点滴レールを設ける	ベッド、処置台、麻酔機材	
	1F	廊下				患者の位置と動態を常に把握できる構造とし、見通しがきくこと しつらいや構成など、生活空間の一部として計画すること	廊下の要所に緊急通報装置を設置すること	
		(急性期ユニット)						
	1F	個室	5	15	75	窓は患者が容易に抜け出すことのできない構造とし、かつ十分な自然換気が可能なものとする 但し鉄格子などの閉鎖的な意匠のものは設けないこと(共通事項) 入口扉には監視用小窓を設けること 入口扉は内側と外側から施錠・開錠できるようにすること  各室ごとにトイレ(ウォシュレット)、洗面台、ステンレス鏡を設ける トイレは仕上げの素材、水洗装置とも、通常のしつらいとすること トイレは施錠などにより、使用させないことができるようにすること トイレにものを詰ませたときの対応を施すこと 洗面台は、多量飲水の傾向のある患者への対策として、使用させないことができるようにすること トイレ、洗面台とも自殺防止の対策を施すこと	ベッド、椅子、造り付け机、造り付け収納(ダンス、ロッカー、貴重品入れ)、カーテン 家具類は状況に応じて撤去可能、もしくは固定して移動できないようにする	
	1F	個室(予備)	1	15	15	同上	同上	病室として使用しないときは面接に使用
	1F	保護室	1	15	15	病状悪化時に使用 成人病棟部門の保護室に準じ、非破壊性、遮音性、患者の保護などの性能を備えること	ベッド、ステンレス便器(洋式)	
	1F	集団療法室(2)	1	18	18	個人及び集団精神療法に使用する	テーブル、椅子	
	1F	食堂・デイルーム	1	24	24	食堂、共用のリビングとして使用する 夜間も含めた監視が容易に行えること	テーブル、椅子、テレビ台、給茶器、家庭用シンク、冷蔵庫、手洗い、ステンレス鏡	
	1F	喫煙室	1	4	4	観察のしやすい場所に設置すること 他室への煙の流出の無いように完全に仕切った部屋とすること	椅子(造り付け)	
	1F	浴室・脱衣室	1	9	9	浴室は、浴槽の大きさ、浴槽の周りの広さなど、観察下、あるいは介助下での利用を考慮した構造とすること 各部分のディテールは自殺防止の対策を施したものとすること	脱衣棚(造り付け)	
	1F	洗濯・乾燥室	1	6	6	汚物処理ブースを設ける	洗濯・乾燥機(コイン式)	
	1F	倉庫	1	9	9	対象者の私物保管、管理を行う	ロッカー(造り付け)	

部門	想定階	必要諸室	室数	面積	合計面積		使用形態及び特記事項	想定される主な備品等(造り付け家具を含む)	備考
		(回復期ユニット)							
	1F	個室	11	15	165		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
	1F	個室(予備)	1	15	15		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	病室として使用しないときは面接に使用
	1F	障がい者用個室	1	18	18		下記以外は他の病室に同じ トイレは車椅子で使用可とすること スタッフステーションに近接すること	他の病室に同じ	
	1F	面接室	1	15	15		患者の面接に利用する 病室に転用可とする(トイレは不要)	机(1)、椅子(1)	
	1F	食堂・デイルーム	1	52	52	56	急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに準じ キッチン(造り付け)は対面型とすること	
	1F	喫煙室	1	4	4		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
	1F	談話室	1	9	9		対象者同士の雑談 スタッフステーションから観察しやすい場所に設置すること	椅子(造り付け)、テーブル(造り付け)	
	1F	浴室・脱衣室(1)	1	9	9	52	急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
	1F	浴室・脱衣室(2)(中型)	1	15	15		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
	1F	洗濯・乾燥室	1	6	6		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
	1F	男女トイレ	2	4.5	9		食堂・デイルームの付近に男女別に設置すること トイレにものを詰ませたときの対応を施すこと 各部分のディテールは自殺防止の対策を施したものとすること 車椅子対応のトイレを1室(男女共有)設けること		
	1F	洗面所	1	4	4		多量飲水の傾向のある患者への対策として、使用させないことができるようにすること		
	1F	倉庫	1	9	9		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
		(社会復帰ユニット)							
	1F	個室	8	15	120		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
	1F	個室(予備)	1	15	15		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	病室として使用しないときは面接に使用
	1F	面接室	1	15	15		回復期ユニットに同じ	回復期ユニットに同じ	
	1F	食堂・デイルーム	1	36	36	40	急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
	1F	喫煙室	1	4	4		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
	1F	談話室	1	9	9		回復期ユニットに同じ	回復期ユニットに同じ	
	1F	浴室・脱衣室	2	9	18	41	急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
	1F	洗濯・乾燥室	1	6	6		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
	1F	男女トイレ	2	2	4		回復期ユニットに同じ	回復期ユニットに同じ	

部門	想定階	必要諸室	室数	面積	合計 面積		使用形態及び特記事項	想定される主な備品等(造り付け家具を含む)	備考
	1F	洗面所	1	4	4		回復期ユニットに同じ	回復期ユニットに同じ	
	1F	倉庫	1	9	9		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
		<b>(共用ユニット)</b>							
	1F	個室	5	15	75	24	急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
	1F	食堂・デイルーム	1	20	20		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
	1F	喫煙室	1	4	4		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
	1F	浴室・脱衣室	1	9	9		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
	1F	洗濯・乾燥室	1	6	6		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
	1F	倉庫	1	9	9		急性期ユニットに同じ	急性期ユニットに同じ	
<b>廊下等 (想定)</b>					<b>提案</b>				
<b>総面積</b>					<b>2,651</b>				

- ・面積は壁心面積とする。
- ・各室の面積は機能を満たす限りにおいて10%以内の増減を認める。ただし医療観察法および医療法による基準を満たすこと。
- ・総面積は5%以内の増減を認める。







